

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、県央圏域広域都市計画マスタープランの素案についての公聴会の開催を中止する。

平成28年9月27日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時
平成28年10月4日（火） 午後7時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
三条市南四日町二丁目10番3号
嵐南公民館大集会室